福島社発第　２８５　号
平成２６年　３月　７日

会　員　各　位

福島県社会保険労務士会
会　長　金　子　昌　明
（公印省略）

「平成２６年度　専門家派遣・相談等支援事業」に
関わるコーディネーター及び派遣型専門家の募集について

謹啓　時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より当会の運営にご協力賜わり感謝申し上げます。

さて、福島労働局の委託事業「中小企業相談支援事業」について、平成２６年度は名称を「専門家派遣・相談等支援事業」と改め、引き続き実施する旨公示されました。

この事業は、「最低賃金総合相談支援センター」を設置し、経営改善に取り組む中小企業の労働条件管理、就業規則等の見直しなどの相談・支援を実施するもので、平成２３年１０月から社労士会で受託しており、平成２６年度についても、企画競争入札に参加する予定で準備しております。

まだ、入札が決定しておりませんが、契約締結後、速やかに事業の実施を図りたいと存じますので、事業を実施いただくコーディネーター及び派遣型専門家を下記により募集いたします。

希望する会員は３月１８日（火）まで申し込み下さるようお願い申し上げます。

謹白

記

1.　**事業の概要及び業務**

①福島県最低賃金総合相談支援センターの設置

②派遣型専門家、出張相談等による相談・支援

③シンポジウム等の開催

社労士会の「福島県最低賃金総合相談支援センター」設置の趣旨

最低賃金額の引上げの影響が大きい地域の中小企業事業主にとって、最低賃金の引上げに対応した賃金の引上げを行うためには、生産性の向上等の経営改善を通じて各中小企業の賃金支払能力の向上を図ると同時に、経営改善によって変更される賃金制度、労働時間制度、労働安全衛生管理体制の見直しを図ることが課題である。

このため、中小企業庁等が実施する生産性向上等の経営改善に向けた支援事業等と連携を図りながら、この課題に取り組む中小企業への支援として、経営面と労働面の相談等を行うため、福島市に福島県最低賃金総合相談支援センターを設置する。

2. **具体的な業務内容**

コーディネーター　業　務　：①センター・出張相談における相談業務、それに関わる事務
②専門家の派遣に関わる事務
③経営改善・労働条件管理に係るシンポジウム等の企画・開催等
④事業の広報等

人　員　：２～３名程度

勤務地　：最低賃金総合相談支援センター（社労士会内）

勤務日数：月２０日以上（複数名の場合人数により決定）

勤務時間：９：００～１７：００

報　酬　：1日１８，３００円（通勤・活動の交通費込み）

派遣型専門家　業　務　：①中小企業を訪問しての労働条件管理の見直しの相談・支援
②シンポジウム等の開催等

人　員　：１０名程度

訪問件数：５～１５件程度

報　酬　：1日２５，０００円（交通費込み）

3. **期間**　　平成２６年４月１日～平成２７年３月３１日（予定）

4. **応募要件**

(1) 賃金制度、労働条件管理の知識・経験を有し、相談業務に対応できること。
(2) 当業務実施のための会議・研修会に出席できること。
(3) 自己の業務が繁忙でこの事業の実施に支障をきたさないこと。
(4) 社労士賠償責任保険に加入していること、または加入すること。

5. **応募期限**　**３月１８日（火）事務局必着**

福島県社会保険労務士会（FAX024-534-5432）　　平成２６年３月　　日

＿＿＿＿支部　　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

「平成２６年度専門家派遣・相談等支援事業」に関する下記の業務に申し込みます。

□　コーディネーター（勤務可能日数　月　　日）

□　派遣型専門家

社会保険労務士以外の有資格　　（　　）